

BCGは結核の予防接種です。

わが国の結核はかなり減少しましたが、今でも年間15,000人以上の新しい患者が発生しており、欧米に比べると、まん延度が高く、今でも油断のならない病気です。結核に対する抵抗力はお母さんからもらうことができないので、乳児は結核に感染すると重症化しやすく、乳児早期からBCGワクチンで免疫をつけてあげることが大切です。

生後1歳までのBCGワクチン接種により、小児の結核の発症を52～74%程度、重篤な髄膜炎や全身性の結核に関しては64～78%程度罹患リスクを減らすことができると報告されています。

1 標準接種年齢

生後5か月から8か月に至るまでの間(標準接種年齢)に1回接種

2 法定接種年齢

法定接種年齢(法律に定められた予防接種を受けられる年齢)の間であれば、BCGの定期予防接種を受けることができますが、なるべく標準接種期間で受けてください。

BCGの法定接種年齢・・・生後1歳に至るまでの間

3 異なるワクチン同士の接種間隔

注射生ワクチン(BCG・MR・水痘・おたふくかぜ等)の接種後に他の注射生ワクチンを接種する場合、27日以上の間隔をあける必要があります。

4 予防接種を受ける場所

別紙一覧表にある医療機関で受けてください。

※ 目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

5 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(上記2)の期間内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは有料になります。

6 予防接種の副反応について

主な副反応は、接種部位の発赤・腫脹(はれ)・硬結(しこり)等の局所反応です。また、接種をした側の脇の下のリンパ節が稀に腫れることがあります。通常放置して様子を見てもかまいませんが、時にただれたり、大変大きく腫れたり、化膿して自然に破れて膿みが出ることがあります。

また、稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状・じんましん・呼吸困難等)・骨炎・皮膚結核様病変(全身発しん等)等が起こる可能性があります。

7 予防接種を受けるときのご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせと同封の「BCGワクチンは結核予防ワクチンです」を読んでから、BCGワクチン接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。
- (3) 接種の際には、保護者のかたか、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられるかたが付き添ってください。(保護者以外のかたが同伴する場合は、保護者からの委任状が必要です。裏面12をご覧ください。)
- (4) 接種後に院内で接種部位を自然乾燥する時間を要します(20分～30分程度)ので、時間に余裕を持ってお出かけください。
- (5) 接種部位(上腕)に湿疹等がある場合、BCG接種が受けられないことがあります。
※ ステロイド軟こうを使用している場合、接種当日は肩から上腕部にかけては塗らないでください。

8 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがあるお子さん
- (4) 4週間以内に注射生ワクチン(水痘・MR・おたふくかぜ等)の接種を受けたお子さん
- (5) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められるお子さん

- (6) 免疫機能に異常のある疾患がある、又はステロイド剤等を内服しているお子さん
- (7) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

9 予防接種を受けた後は

- (1) お子さんのBCG接種皮膚面に触れたり、お子さんを抱いている保護者の髪や衣服に接種皮膚面が触れないようご注意ください。また、兄弟姉妹をお連れの場合、お子さんの接種皮膚面に触れたりしないようご注意ください。
- (2) 接種後、十分に接種部位を乾燥させた後であれば入浴は差し支えありませんが、接種したところをこすったり、ひっかいたりしないでください。
- (3) BCGの経過について
接種後、10日程度後に赤いポツポツとしたふくらみができ、一部に小さな膿ができることがあります。この症状は、接種後4週間頃に最も強くなりますが、その後はかさぶたになり、3～4か月後にかさぶたが落ちるとききれいになります。赤いふくらみがあるときは、もんだり、ひっかいたりしないで清潔にしてください。
- (4) お子さんが結核に感染している場合は、接種後7日以内(多くは3日以内)に接種部位に発赤、腫れ等の強い反応が起こることがあります。これをコッホ現象といいます。コッホ現象と思われる反応が見られた場合には、接種した医療機関に連絡してください。

10 ワクチンの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、同時に複数のワクチンを接種することができます。

11 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
 - 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 - ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
 - 決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が低くなっています。
- ※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健予防課予防接種係へご相談ください。

12 接種当日保護者以外の方が同伴される場合について

諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状(区指定様式)を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記が目黒区ホームページよりダウンロードしてください。

〈ホームページのアドレス〉 http://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/hoken_eisei/hoken_shinsei/kodomoininjou.html

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

〒153-8573目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047